

ボイラー及び圧力容器に関する法令

SAMPLE

BCSA

目 次

ボイラー及び圧力容器安全規則	
第1章 総則（第1条～第2条）	1
第1章の2 特別特定機械等（第2条の2）	4
第2章 ボイラー	5
第1節 製造（第3条～第9条）	5
第2節 設置（第10条～第17条）	12
第3節 ボイラー室（第18条～第22条）	16
第4節 管理（第23条～第36条）	18
第5節 性能検査（第37条～第40条）	26
第6節 変更，休止及び廃止（第41条～第48条）	28
第3章 第一種圧力容器	31
第1節 製造（第49条～第55条）	31
第2節 設置（第56条～第61条）	34
第3節 管理（第62条～第71条）	37
第4節 性能検査（第72条～第75条）	41
第5節 変更，休止及び廃止（第76条～第83条）	42
第4章 第二種圧力容器（第84条～第90条）	45
第5章 小型ボイラー及び小型圧力容器（第90条の2～第96条）	48
第6章 免許	50
第1節 特級ボイラー技士免許，一級ボイラー技士免許及び二級ボイラー技士免許 （第97条～第103条）	50
第2節 特別ボイラー溶接士免許及び普通ボイラー溶接士免許（第104条～第112条）	58
第3節 ボイラー整備士免許（第113条～第118条）	62
第4節 特定第一種圧力容器取扱作業主任者免許（第119条）	64
第7章 ボイラー取扱技能講習，化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習（第120条～第124条）	65
第8章 雑則（第125条）	67
附則	68
ボイラー及び圧力容器安全規則関係様式	75

小型ボイラー取扱業務特別教育規程	92
ボイラー技士，ボイラー溶接士及びボイラー整備士免許規程	93
ボイラー取扱技能講習，化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程	103
機械等検定規則（抄）	109
ボイラー構造規格（抄）	118
労働安全衛生法（抄）	128
労働安全衛生法施行令（抄）	147
労働安全衛生規則（抄）	151
労働基準法（抄）	177
年少者労働基準規則（抄）	178
女性労働基準規則（抄）	178

ボイラー及び圧力容器安全規則

昭和47年9月30日労働省令第33号
改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号

第1章 総 則

(定 義)

第1条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 ボイラー 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第1条第3号に掲げるボイラーをいう。
- 2 小型ボイラー 令第1条第4号に掲げる小型ボイラーをいう。
- 3 第一種圧力容器 令第1条第5号に掲げる第一種圧力容器をいう。
- 4 小型圧力容器 令第1条第6号に掲げる小型圧力容器をいう。
- 5 第二種圧力容器 令第1条第7号に掲げる第二種圧力容器をいう。
- 6 最高使用圧力 蒸気ボイラー若しくは温水ボイラー又は第一種圧力容器若しくは第二種圧力容器にあつてはその構造上使用可能な最高のゲージ圧力（以下「圧力」という。）をいう。

(定 義)

(令)第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 3 ボイラー 蒸気ボイラー*¹及び温水ボイラー*²のうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。
 - イ ゲージ圧力0.1メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下「伝熱面積」という。）が0.5平方メートル以下のもの又は胴の内径が200ミリメートル以下で、かつ、その長さが400ミリメートル以下のもの
 - ロ ゲージ圧力0.3メガパスカル以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が0.0003立方メートル以下のもの
 - ハ 伝熱面積が2平方メートル以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が25ミリメートル以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力0.05メガパスカル以下で、かつ、内径が25ミリメートル以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
 - ニ ゲージ圧力0.1メガパスカル以下の温水ボイラーで、伝熱面積が4平方メートル以下のもの
 - ホ ゲージ圧力1メガパスカル以下で使用する貫流ボイラー*³（管寄せの内径が150ミリメートルを超える

小型ボイラー取扱業務特別教育規程

昭和47年9月30日労働省告示第115号

(特別の教育の実施)

第1条 ボイラー及び圧力容器安全規則第92条第1項の規定による特別の教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

(学科教育)

第2条 前項の学科教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
ボイラーの構造に関する知識	熱及び蒸気 小型ボイラーの種類 主要部分の構造	2時間
ボイラーの附属品に関する知識	安全装置 圧力計 水面測定装置 給水装置 吹出装置 自動制御装置	2時間
燃料及び燃焼に関する知識	燃料の種類 燃焼方式及び燃焼装置 通風装置	2時間
関係法令	労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）及びボイラー及び圧力容器安全規則中の関係条項	1時間

(実技教育)

第3条 第1条の実技教育は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
小型ボイラーの運転及び保守	点火及び燃焼の調整 運転中の留意事項 吹出し 運転の停止及び停止後の処置	3時間
小型ボイラーの点検	運転開始前の点検 使用中における異常状態及びこれに対する処置の方法 清掃の方法	1時間

ボイラー技士、ボイラー溶接士及び ボイラー整備士免許規程

昭和47年9月30日労働省告示第116号
改正 平成24年1月24日厚生労働省告示第26号

第1章 ボイラー技士

(二級ボイラー技士免許を受けることができる者)

第1条 ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）第97条第3号イ(5)の厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。

- 1 第2条各号に掲げる者
- 2 船舶職員法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定に基づき、四級海技士（機関）又は五級海技士（機関）としての海技従事者の免許を受けた者で、伝熱面積の合計が25平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験があるもの
- 3 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項及び第4項の規定による鉱山において、伝熱面積の合計が25平方メートル以上のボイラーを取り扱った経験がある者で、その取り扱ったボイラーのいずれかがゲージ圧力0.4メガパスカル以上で使用する蒸気ボイラー又はゲージ圧力0.4メガパスカル以上の温水ボイラーであるもの

第1条の2 ボイラー則第97条第3号ハの厚生労働大臣が定める者は、次の者とする。

- 1 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第3又は別表第7の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法第10条の準則訓練である養成訓練又は能力再開発訓練として行われたものを含む。）を修了した者
- 2 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるボイラー運転科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成

ボイラー取扱技能講習，化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習及び普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習規程

昭和47年9月30日労働省告示第117号
改正 平成18年2月16日厚生労働省告示第37号

第1章 ボイラー取扱技能講習

(講師)

第1条 ボイラー取扱技能講習（以下この章において「技能講習」という。）の講師は，労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第20第23号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ，それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者とする。

(法)別表第20第23号

	講習科目	条 件
学 科 講 習	ボイラーの構造に関する知識 ボイラーの取扱いに関する知識 点火及び燃焼に関する知識 点検及び異常時の処置に関する知識	1 大学等において機械工学に関する学科を修めて卒業した者で，その後3年以上ボイラーの設計，製作，検査又は取扱いの業務に従事した経験を有するものであること。 2 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	関係法令	1 大学等を卒業した者で，その後1年以上安全の実務に従事した経験を有するものであること。 2 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。

機械等検定規則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第45号
改正 平成30年4月25日厚生労働省令第61号

第1章 個別検定

（個別検定の申請等）

第1条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第44条第1項又は第2項の規定による検定（以下「個別検定」という。）を受けようとする者は、当該個別検定を受けようとする機械等ごとに、個別検定申請書（様式第1号）に次の図面及び書面を添えて、個別検定を行う者（以下「個別検定実施者」という。）に提出しなければならない。

- 1 個別検定を受けようとする機械等の構造図
- 2 様式第2号による明細書
- 2 個別検定を受けようとする者のうち、当該個別検定を受けようとする機械等を輸入し、又は外国において製造したものは、前項の申請書に当該機械等が法第42条の厚生労働大臣が定める規格に適合していることを厚生労働大臣が指定する者（外国に住所を有するものに限る。）が明らかにする書面を添付することができる。
- 3 第1項の規定による申請をした者（以下「個別検定申請者」という。）は、個別検定を受けるために必要な準備をしなければならない。

（個別検定の場所）

第2条 個別検定は、個別検定申請者の希望する場所において行う。

（個別検定の基準）

第3条 法第44条第3項の厚生労働省令で定める基準は、法第42条の厚生労働大臣が定める規格とする。

ボイラー構造規格（抄）
（附属品に関する規定）

令和元年6月28日厚生労働省告示第48号

第1編 鋼製ボイラー

第4章 附 属 品

第1節 安全弁、逃がし弁及び逃がし管

（安全弁）

第62条 蒸気ボイラーには、内部の圧力を最高使用圧力以下に保持することができる安全弁を2個以上備えなければならない。ただし、伝熱面積50平方メートル以下の蒸気ボイラーにあっては、安全弁を1個とすることができる。

- 2 安全弁は、ボイラー本体の容易に検査できる位置に直接取り付け、かつ、弁軸を鉛直にしなければならない。
- 3 引火性蒸気を発生する蒸気ボイラーにあっては、安全弁を密閉式の構造とするか、又は安全弁からの排気をボイラー室外の安全な場所へ導くようにしなければならない。

（過熱器の安全弁）

第63条 過熱器には、過熱器の出口付近に過熱器の温度を設計温度以下に保持することができる安全弁を備えなければならない。

- 2 貫流ボイラーにあっては、前条第2項の規定にかかわらず、当該ボイラーの最大蒸発量以上の吹出し量の安全弁を過熱器の出口付近に取り付けることができる。

（銘板）

第64条 最高使用圧力が0.1メガパスカルを超える蒸気ボイラーに備えるリフトが弁座口の径の15分の1以上の揚程式安全弁及び全量式安全弁（次項において「揚程式安全弁等」という。）は、その材料及び構造が日本工業規格B8210（蒸気用及びガス用ばね安全弁）に適合したもの又はこれと同等以上の機械的性質を有するものでなければならない。

労働安全衛生法（抄）

昭和47年6月8日法律第57号
改正 令和元年6月14日法律第37号

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、労働基準法（昭和22年法律第49号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定 義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
- 2 労働者 労働基準法第9条*に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- 3 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。
- 3の2 化学物質 元素及び化合物をいう。
- 4 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（事業者等の責務）

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしな

* 労働基準法第9条

この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

労働安全衛生法施行令（抄）

昭和47年8月19日政令第318号
改正 令和2年4月22日政令第148号

（定 義）

第1条 前掲（1ページ～4ページ）

（作業主任者を選任すべき作業）

第6条 前掲（15ページ）

（特定機械等）

第12条 法第37条第1項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 1 ボイラー（小型ボイラー並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法（昭和39年法律第170号）の適用を受けるものを除く。）
 - 2 第一種圧力容器（小型圧力容器並びに船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の適用を受けるものを除く。）
- 2 法別表第1第2号の政令で定める圧力容器は、第一種圧力容器とする。

（厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等）

第13条 法別表第2第2号の政令で定める圧力容器は、第二種圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）とする。

- 2 法別表第2第4号の政令で定める第一種圧力容器は、小型圧力容器（船舶安全法の適用を受ける船舶に用いられるもの及び電気事業法、高圧ガス保安法又はガス事業法の適用を受けるものを除く。）

労働安全衛生規則（抄）

昭和47年9月30日労働省令第32号
改正 令和2年8月1日厚生労働省令第11号

第2章 安全衛生管理体制

第2節 安全管理者

（安全管理者の選任）

第4条 法第11条第1項の規定による安全管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 安全管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 2 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合において、当該安全管理者の中に次条第2号に掲げる者がいるときは、当該者のうち1人については、この限りでない。
- 3 化学設備（労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第9条の3第1号に掲げる化学設備をいう。以下同じ。）のうち、発熱反応が行われる反応器等異常化学反応又はこれに類する異常な事態により爆発、火災等を生ずるおそれのあるもの（配管を除く。以下「特殊化学設備」という。）を設置する事業場であつて、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が指定するもの（以下「指定事業場」という。）にあつては、当該都道府県労働局長が指定する生産施設の単位について、操業中、常時、法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理するのに必要な数の安全管理者を選任すること。
- 4 次の表の中欄に掲げる業種に応じて、常時同表の下欄に掲げる数以上の労働者を使用する事業場にあつては、その事業場全体について法第10条第1項各号の業務のうち安全に係る技術的事項を管理する安全管理者のうち少なくとも1人を専任の安全管理者とすること。ただし、同表4の項の業種にあつては、過去3年間の労働災害による休業1日以上死傷者数の合計が100人を超える事業場に限る。

労働基準法（抄）

昭和22年4月7日法律第49号
改正 平成24年6月27日法律第42号

第5章 安全及び衛生

第42条 労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の定めるところによる。

第6章 年 少 者

(危険有害業務の就業制限)

第62条 使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ、又は厚生労働省令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

2 使用者は、満18歳に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を発散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他の安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

3 前項に規定する業務の範囲は、厚生労働省令で定める。

第6章の2 妊産婦等

(危険有害業務の就業制限)

第64条の3 使用者は、妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、^ほ哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女性の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、厚生労働省令で、妊産婦以外の女性に関して、準用することができる。

3 第2項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、厚生労働省令で定める。

年少者労働基準規則（抄）

昭和29年6月19日労働省令第13号
改正 平成28年2月25日厚生労働省令第25号

（年少者の就業制限の業務の範囲）

第8条 法第62条第1項の厚生労働省令で定める危険な業務及び同条第2項の規定により満18歳に満たない者を就かせてはならない業務は、次の各号に掲げるものとする。（略）

- 1 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第1条第3号に規定するボイラー（同条第4号に規定する小型ボイラーを除く。）をいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
- 2 ボイラーの溶接の業務

女性労働基準規則（抄）

昭和61年1月27日労働省令第3号
改正 令和元年5月7日厚生労働省令第1号

（危険有害業務の就業制限の範囲等）

第2条 法第64条の3第1項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。

- 2 ボイラー（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。第18号において「安衛令」という。）第1条第3号に規定するボイラーをいう。次号において同じ。）の取扱いの業務
 - 3 ボイラーの溶接の業務
- 2 法第64条の3第1項の規定により産後1年を経過しない女性を就かせてはならない業務は、前項第1号から第12号まで及び第15号から第24号までに掲げる業務とする。ただし、同項第2号から第12号まで、第15号から第17号まで及び第19号から第23号までに掲げる業務については、産後1年を経過しない女性が当該業務に従事しない旨を使用者に申し出た場合に限る。